

静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領

第1 趣旨

静岡県経済産業部及び交通基盤部が所管する農業農村整備事業、森林整備保全事業、草地開発整備事業等及び水産関係公共事業の効果的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業（以下「対象事業等」という。）は、県が行う次に掲げる事業とする。

(1) 農業農村整備事業

ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（維持管理事業を除く。）

イ 実施要綱、要領及び補助金交付要綱で定めた農業農村整備事業

ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号のイに基づき農林水産大臣が主務大臣となって行う同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事

(2) 森林整備保全事業

ア 治山事業にあつては、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業（全体計画を単位とする。）

イ 林道事業にあつては、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通達）、森林居住環境整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第883号農林水産事務次官依命通達）、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領（昭和41年8月6日付け林野道第606号林野庁長官通達）に定める林道整備

ウ 地すべり等防止事業にあつては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業（全体計画を単位とする。）

(3) 草地開発整備事業等

ア 農用地開発事業実施要綱（17農振第1934号平成18年3月31日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業

イ 畜産基盤再編総合整備事業実施要綱（14生畜第8102号平成15年4月1日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業

ウ 畜産環境総合整備事業実施要綱（17生畜第3033号平成18年3月31日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業

(4) 水産関係公共事業

ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条に定める漁港漁場整備事業

- イ 水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号、農林水産事務次官通達）第2に定める事業
 - ウ 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱（昭和32年7月4日付け32水生第3683号農林事務次官依命通達）第2に定める海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業
- 2 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業等が完了する場合は、再評価は行わないものとする。
- (1) 農業農村整備事業
 - ア 原則として、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度
 - イ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直近に再評価を実施した年度から5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - (2) 森林整備保全事業
 - ア 原則として、事業採択から未了のまま10年を経過した時点の属する年度
 - イ 事業採択から未了のまま10年を超えて継続する場合、直近に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - (3) 草地開発整備事業等
 - ア 原則として、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度
 - イ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直近に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、畜産情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - (4) 水産関係公共事業
 - ア 事業採択から未了のまま10年を経過した時点の属する年度
 - イ 事業採択から未了のまま10年を超えて継続する場合、直近に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。

第3 関係出先機関における基礎資料の作成

対象事業等を執行する関係出先機関において、次に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料を作成し、各部長に提出するものとする。

- 1 農業農村整備事業
 - (1) 事業の進捗状況

- (2) 受益農家、関係機関の意向
 - (3) 関連事業の進捗状況
 - (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - ア 事業の施行に係る地域
 - イ 主要工事計画
 - ウ 事業費
 - (5) 社会経済情勢の変化
 - (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
 - (7) 事業コスト削減や代替案の可能性
- 2 森林整備保全事業
- (1) 事業の進捗状況
 - ア 全体計画に対する事業の進捗内容
 - イ 次年度以降の計画内容
 - ウ 事業実行上の問題点
 - (2) 関連公共施設等の整備状況
 - (3) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
 - (4) 森林・林業情勢及び社会経済情勢
 - ア 治山事業にあつては以下に掲げるものとする。
 - (ア) 保全対象等の動向
 - (イ) 事業対象地における荒廃地等の状況
 - (ウ) 事業対象地に近接した地区の新たな荒廃地等の発生状況
 - イ 林道事業にあつては以下に掲げるものとする。
 - (ア) 当該林道を利用する森林の区域・面積
 - (イ) 利用区域内の森林資源
 - (ウ) 採択要件である林業効果指数
 - (5) 地元（地方公共団体等）の意向
 - (6) 事業コスト削減の可能性
 - (7) 代替案の可能性
- 3 草地開発整備事業等
- (1) 事業の進捗状況
 - (2) 受益農家、関係機関の意向
 - (3) 関連事業の進捗状況
 - (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - ア 事業の施行に係る地域
 - イ 主要工事計画
 - ウ 事業費
 - (5) 社会経済情勢の変化
 - (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化

4 水産関係公共事業

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 漁業情勢及び漁港施設、海岸保全施設の利用状況と将来見通し
- (3) 関連事業の進捗状況
- (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - ア 主要工事計画
 - イ 事業費
- (5) 社会経済情勢の変化
- (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- (7) 事業コスト縮減や代替案の可能性
- (8) 地元の意向

第4 事業評価審査会の設置

知事は、対象事業等の再評価を行うため、各部において関係各局長等をもって構成する「静岡県経済産業部事業評価審査会」及び「静岡県交通基盤部事業評価審査会」（以下「事業評価審査会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業評価審査会は、再評価調書等（別添様式）や別紙の再評価の視点と対応方針（案）決定の考え方により、対象事業等の継続、事業計画の変更、対象事業等の休止又は中止、関係機関への要請その他対象事業等の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、関係機関から意見を聴取した上で、再評価を行うものとする。
- 2 事業評価審査会は、静岡県事業評価監視委員会の意見を付して、知事へ対応方針（案）を報告するものとする。
- 3 知事は、監視委員会の意見を尊重し、翌年度以降の対象事業等の対応方針等を決定し、林野庁長官、水産庁長官及び関東農政局長に報告するものとする。

第6 再評価結果及び対応方針等の公表等

- 1 知事は、毎年度、対象事業等の一覧、それぞれについての再評価結果及び結果に至った理由、対応方針等を公表するものとする。
- 2 また、再評価結果及び対応方針については、知事から関係機関に周知するものとする。

第7 委任

事業評価審査会の事務その他必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

本要領は、平成11年1月6日から施行する。

附 則

本要領は、平成14年4月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。